



® 平成 29 年 5 月 26 日 (金)
No. 14452 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)
-第2回-.....(1)

☆[春宵一刻] プリーストリと脱フログストーン空気... (10)
☆特許庁総務部長 就任挨拶 (11)

日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判)

- 第2回 -

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、日中韓特許庁による「日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)」における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、「日中韓の特許無効審判の流れ」、「特許無効審判の一般的な制度の対比」について説明を行う。

2. 日中韓の特許無効審判の流れ

(1) 日本

特許無効審判は、審判請求書が審判請求人から提出され、特許庁で受理されることによって開始される(特許法第131条第1項、第123条第1項)。審判請求書が受理されると、審判官が指名され(特許法第137条第1項)、審判請求書の方式審査を経て、審判請求書の副本が被請求人(特許権者)に送付され、審判請求書に対する答弁書の提出の

ツタダ 蔦田内外国特許事務所

弁理士 蔦田 正 人	弁理士 中 村 哲 士
弁理士 富 田 克 幸	弁理士 有 近 康 臣
弁理士 前 澤 龍	弁理士 水 鳥 正 裕
弁理士 蔦 田 璋 子	

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル9階
電話 (06) 6271-5522 (代表) FAX (06) 4964-2217
URL: <http://www.patent-osaka.jp> E-mail: tsutada3@alto.ocn.ne.jp

機会が被請求人に与えられる (特許法第134条第1項)。答弁書が提出されたときは、答弁書の副本が請求人に送達される。被請求人は、答弁書の提出期間に訂正の請求をすることができ (特許法第134条の2第1項)、訂正請求が受理されると、その訂正の許可について審理される。

審判請求書と答弁書がそれぞれ提出されると、それに基づいて審判請求人の請求の当否について審理 (本案審理) がなされる。特許無効審判の審理の方式は、原則として口頭審理であるため (特許法第145条)、通常、次に口頭審理の手続に移行する。なお、弁駁の機会が必要な場合は、答弁書の副本が請求人に送達され、期間を指定して審判請求人に弁駁書の提出の機会が与えられる (特許法施行規則第47条の3第1項)。

本案審理により審決をするのに熟したと判断された場合、審判の請求に理由があると認めるとき (特許を無効にすべきと判断するとき) は、当事者及び参加人に対して審決の予告が行われる (特許法第164条の2第1項)。審決の予告後、被請求人に対して訂正の機会が与えられ (特許法第164条の2第2項)、訂正請求が行われない場合は、審理が終結して審決が行われる (特許法第157条第1項)。

◎日本国特許法

第164条の2 (特許無効審判における特則)

- 1 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。
- 2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

(2) 中国

無効宣告請求がなされ、受理されると、専利復審委員会は形式審査を行い、無効宣告請求書及び添付資料が所定の様式を満たしているか否かについて審査される。その結果、様式を満たしていない場合は、請求人に補正命令がなされる。その後、

指定した期間内に請求人が補正をしない場合、又は、2回補正しても同じ不備が解消されない場合は、無効宣告請求は提出されなかったものとみなされる (専利審査指南第4部分第3章3.4)。

専利復審委員会は、無効宣告請求について適時審査及び決定を行い、請求人及び専利権者に通知する。審理の方式は、書面審理又は口頭審理とされている。専利権者は、審査期間中、所定の場合において、権利要求書 (特許請求の範囲) の補正をすることができる。審査を経て専利権の無効宣告が決定されたときは、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。請求人又は特許権者が専利復審委員会の決定に対して不服がある場合、通知を受領した日から3月以内に北京知識産権法院に訴訟を提起することができる。このとき、人民法院は無効宣告請求を行った当事者に、第三者として訴訟に参加する旨、通知する (専利法第46条)。

◎中国専利法

第46条

特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知する。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。

(3) 韓国

特許無効審判は、審判請求書が審判請求人から提出され、特許庁で受理されることによって開始される (特許法第140条第1項)。審判請求書が受理されると、審判官が指定され (特許法第144条第1項)、審判請求書の方式審査を経て (特許法第141条第1項)、審判請求書の副本が被請求人 (特許権者) に送付され、審判請求書に対する答弁書の提出の機会が被請求人に与えられる (特許法第147条第1項)。なお、答弁書が提出された場合、答弁書の副本は請求人に送達される (特許法